

分類	E - 6 製造業 (はん用・生産用・業務用機械器具製造業)
解説	<p>はん用的に各種機械に組み込まれ,あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所。</p> <p>物の生産に供される機械器具を製造する事業所。 計量器,測定器,分析機器及び試験機,測量機械器具,理化学機械,医療機械器具及び医療用品,光学機械器具及びレンズ,武器など業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所。</p>
例	油圧・空圧機器製造業,エレベータ・エスカレータ製造業,消火器具・消火装置製造業,農業用機械製造業,縫製機械製造業,食品機械・同装置製造業,プラスチック加工機械・同附属装置製造業,半導体製造装置製造業,自動販売機製造業,理化学機械器具製造業,医療用機械器具製造業,写真機・映画用機械・同附属品製造業,武器製造業 など